

# 奨学金制度について

資料

## 本学園の1年生で募集される奨学金 平成30年度分

名称	奨学金年額	給付/貸与	本校在学生の採用人数	備考
大阪府育英会	授業料実質負担額(※1)+その他教育費10万円 貸与(上限65万円)		136名	
大阪市奨学費	72,000円※	給付	(申請中)	所得の基準あり ※第1学年は107,000円(年額)
船井奨学会	120,000円	給付	—	学力・所得の基準あり
あしなが育英会	給付240,000円/貸与360,000円		若干名	病気遺児等
交通遺児育英会	上限480,000円	貸与	若干名	交通遺児等
是川奨学財団	300,000円	給付	—	養護施設入居者
南海電鉄交通遺児等育英基金	240,000円	給付	若干名	交通遺児等
川口交通遺児育英会	240,000円	半額給付/半額貸与	若干名	交通遺児等
羽衣学園高等学校奨学金(※2)	120,000円	給付	各学年3名	学力・所得等の基準あり
羽衣学園PTA奨学金	180,000円	給付	若干名	家計急変時
他各市町村の奨学費	(月額) 3,000円~15,000円	貸与または給付	—	利用に当たっては、各市町村へお問い合わせ下さい。

※1 各学校の授業料年額から、国と大阪府の就学支援金額、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。裏表紙に記載の支援金制度も併せてご参照ください。

※2 羽衣学園奨学金は、大阪府育英会に中学校で予約採用されている人や本校進学後に大阪府育英会に申請し採用見込みのある人を対象に校内選考されます。

## 入学資金の給付・貸付制度

<p>■大阪府育英会</p> <p>金額/250,000円以内(貸与) ※所得による基準あり</p>
<p>■交通遺児育英会</p> <p>金額/20万・40万・60万から希望選択(貸与)</p>
<p>■他各市町村の制度</p> <p>金額/10,000円~200,000円(給付・貸与)</p>

※募集は各中学校・各市町村で行われていますので、お問い合わせ下さい。

## その他、さまざまな教育資金制度

### 1.(公財)大阪府育英会奨学金制度(無利子) 私立高校の場合

区分	所得基準 (保護者所得合算) ※1	年収めやす ※1	貸付限度額 (貸付額:貸付限度額の範囲内で希望する年(年額))
	奨学金	市町村民税所得割額 251,100円未満	800万円未満
	同251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	24万円 ※授業料負担額が24万円を下回る場合、その額が限度額
入学時増額 奨学金 ※3	同162,900円未満	610万円未満	25万円

※1 4人世帯の一例。 ※2 各学校の授業料年額から、国の就学支援金や府の授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額。 ※3 高校入学前に、入学金等必要な資金の貸付。(予約募集時のみ申込可能)

【お問合せ】 詳しくは、在学する学校または(公財)大阪府育英会採用貸付課  
tel.06-6357-6272 <http://www.fu-ikuei.or.jp/>

国・府の支援金・補助金はいずれも授業料が対象です。入学金や制服・教科書代、修学旅行などの費用等で、一時的に教育資金を借りたいという方には奨学金や教育ローンなどの制度があります。

### 2.国の教育ローン(有利子貸付)

生徒1人につき350万円以内、返済は15年以内。

【お問合せ】 収入の上限など詳しくは、  
日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター

tel.0570-008656 <http://www.jfc.go.jp/>

大阪府内市町村の奨学金・入学資金制度については、各市町村までお問い合わせください。

# 大阪の私立高校授業料 無償化制度が 2019年度新入生から手厚くなります!

## 全日制 授業料が60万円の学校の場合

年収めやす ※1 (道府県民税所得割額と 市町村民税所得割額の合算)	授業料負担(年額)		
	子ども一人 の世帯	子ども二人 の世帯 ※2	子ども三人以上 の世帯 ※2
~590万円未満 (257,500円未満)	無償	無償	無償
590万円~800万円未満 (257,500円~418,500円未満)	20万円 ※3	10万円 ※3	無償
800万円~910万円未満 (418,500円~507,000円未満)	481,200円 ※4 ※5	30万円 ※4	10万円 ※4

※1 表示の年収めやすは保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のもので、実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算により判定します。

※2 19歳(高校生は除く)以上は、在学者に限る。

※3 授業料にかかわらず負担額は変わりません。

※4 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と左記負担額の合計額が負担額となります。(授業料が65万円の場合→左記負担額+5万円)

※5 授業料が60万円未満の学校の場合、授業料から118,800円を引いた額が負担額となります。

### 補助の要件

- ①生徒と保護者(親権者全員)が大阪府内に在住していること。
- ②大阪府教育委員長が指定した「私立高校生等就学支援推進校」に10月1日に在学していること。
- ③保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(親権者全員)が基準の範囲内であること。  
(国の就学支援金を受給していることが必要です。)

### 注意事項

- 補助の対象となる場合でも授業料は、一旦支払う必要があります。(後日、お通りの学校より還付または相殺されます。)
- 入学金や教科書代、修学旅行の積立金等は対象外です。
- 入学した高等学校が定める期限までに申請する必要があります。(入学以降、学校より連絡があります。)

授業料以外の教育費にも国と府の補助があります

●制度概要 奨学のための給付金は、返済の必要がありません

私立高等学校奨学のための給付金(授業料以外の教育費補助)

大阪府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給。 ※詳細はお問合せ下さい。

【お問合せ】 大阪府・府民お問合せセンター ピピッとライン tel 06-6910-8001 大阪府教育庁私学課(06)6941-0351(代表)  
【大阪府HP】「私立高校生等に対する授業料支援について」<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>